

公安委員会会議録

| | | |
|------|----------------------|--------------------------|
| 開催日時 | 令和6年5月16日(木) | 自 午後 0時45分 至 午後 2時19分 |
| 開催場所 | 山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室 | |
| 出席者 | 公安委員 | 弘永委員長 大田委員 今村委員 |

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 異動後の環境変化に配慮した心身の健康維持対策の推進

警務部長から、

異動後の環境変化により、GW期間前後にメンタル不調を来す職員が増加傾向にあることから、GWと7月以降に取得可能となる夏期休暇期間の、中間点である6月中に連続休暇の取得を奨励する。

職場環境に関するアンケート等による心のケアや、職場環境の改善を通じて、心身の健康を維持し、士気高く業務に精励できる環境の整備を推進している。

(1) メンタル不調者の現状

メンタル不調の発症が最も多いのは、月別で5月、6月であり、GWを過ぎた時期にメンタル不調を起こす職員が多くなる。メンタル不調者の階級・役職別では、警察官は巡査・巡査長、職員では主事が多く、全体の6割を占めている。要因として人事異動などで環境の変化があり、新しい業務及び人間関係への適応が起因していると思われる。

(2) 休暇の取得状況

年間の休暇取得数で、職員1名あたり9日以上は達成しているものの、年度末に駆け込み取得をしている職員が散見されるほか、休暇取得日数の偏りも見られる。計画的な取得や平準化が課題である。

(3) 主な取組

- 6月中の連続休暇の取得奨励
- 複数担当制の実施による休暇が取得しやすい職場環境づくり
- 職場環境に関するアンケートの実施
- 個人面談や小グループ面談による身上把握ときずな意識の醸成
- 不安・悩みを抱える職員が相談できる窓口の周知・活用

旨の説明があった。

大田委員から、「4月、5月にメンタル不調を来すことは、近年よく指摘されている。この対応に向けた取り組みは良いことである。心身の健康を維持するために休暇取得が必要と意識していく必要がある。休暇を取得した場合に、他の職員の負担になるか

ら取りにくいといった考えもあるかもしれないが、複数担当制でカバーできるようにして、休暇取得の意義を職員に周知してほしい。」旨の発言があった。

今村委員から、「6月は祝日がない月であることから、連続休暇の取得勧奨は効果的な手法だと思う。職員の中には、子の看護やイベントなど、不測の事態に備えて、休暇を残しておく職員もいると思う。計画的に取得しにくい職員に対しても、6月に休暇取得を奨励する意義について、理解を得られるよう配慮する必要がある。」旨の発言があった。

弘永委員長から、「メンタル不調について、職員同士の相性もあると思うが、コミュニケーションをとっていくことが必要なのではないかと思う。」旨の発言があった。

2 運転免許更新手続きにおける子育て応援施策の充実

交通部長から、

山口県総合交通センターでは、昨年10月より、妊娠中の方や小さな子ども連れの方を対象とし、身体的・心理的負担軽減を図る目的で、免許更新手続きにおける子育て応援を推進しているところ、今般、施設の一部改修を行い、効果的な広報と利用環境の充実を図った。

(1) こどもファスト・トラック

妊娠されている方や、小さな子ども連れの方に、一般の講習者と異なる動線を案内することで優先的に手続きを行うものである。

また、新たに身体に障がいを抱えた方も利用可能としている。

(2) ファミリー講習

講習区分が優良運転者、一般運転者の方に、キッズスペースなどを備えた専用の講習室で、オンライン講習用の動画を視聴し、講習を受講するものである。

また、床面をカーペットに改修し、利用者の事故防止に努めている。さらに、大型壁掛けモニターを設置するなどの改修も行っている。

(3) デジタルサイネージの設置

1階ホールに大型モニターを設置し、こどもファスト・トラックの取組などを広報して、一般申請者への理解と協力の確保に努めている。

(4) 今後の方針

- 広報活動を継続的に実施し、対象者の利用促進と子育て応援の機運（取組への理解）を醸成
- 利用者アンケートなどの意見を踏まえた運用要領の検討・改善
- 自動申請受付機の導入などに伴う、効果的な優先動線の検討

(5) 導入の効果

これらの取組については、多くの利用者に喜んでもらっており、苦情等もなく、勤務する職員の仕事に対する士気も高まっている。

旨の説明があった。

大田委員から、「運転免許更新は、県民にとって定期的に必要不可欠なものである。妊娠中の方や障がいを持っている方が優先され、手続きを進められることはよいことである。予約制とのことだが、予約のための期間はどの程度必要か。」旨の発言があり、交通部長から、「予約を受け付ける期間は設けていない。」旨の説明があった。

今村委員から、「ファミリー講習室の改修は、安全面や衛生面を考えた良い改修である。ファミリー講習について、複数の家族が同時に受講することも可能なのか。」旨の発言があり、交通部長から、「可能である。」旨の説明があった。

弘永委員長から、「ファミリー講習の受講者は現時点で何名か。制度を知らず、予約

せずに子連れで並んでいる場合などはないのか。先進的な取組であるので、周知し利用度が高まるように取り組んでほしい。」旨の発言があり、交通部長から、「昨年10月の導入以降、約半年で14名が利用している。予約制ではあるが、利用対象者に職員が気付いた場合、声をかけるようにしている。これからも制度の浸透のため、広報に努めていく。」旨の説明があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 公安委員会宛て文書に対する裁決

公安委員会会務官から、公安委員会宛てに送付された文書について対応方針の説明を受け、裁決書を決裁した。

(2) 犯罪被害者等給付金の支給裁定

警察県民課長から、令和6年4月10日に報告を受けた犯罪被害者等給付金の申請について、給付金の支給を裁定し、決裁した。

2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

交通指導課長から、4月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(2) 監察関係業務報告

監察官室長から、4月中の警察本部長宛てになされた苦情の処理状況等について、監察官から、4月中の非違事案について及び監察案件について、それぞれ報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について協議した。